

社会福祉法人東城有栖会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東城有栖会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員（理事、監事及び顧問）（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等に報酬を支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合日額として10,000円を支給する。
- 3 支給総額を下記の表のとおりとする。

(1人あたり)

| 区 分 | 人 数 | 年 総 額 (最高限度額) |
|-----|-----|---------------|
| 評議員 | 7人 | 50,000円以内 |
| 監 事 | 2人 | 150,000円以内 |
| 顧 問 | 2人 | 50,000円以内 |

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の正規職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 6月21日から施行する。

報酬支給総額の変更